

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学大学院リーディングプログラム機構規則(平成 24 年 3 月 13 日規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、平成 25 年度に文部科学省に採択された博士課程教育リーディングプログラム「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」(以下「たおやかプログラム」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 たおやかプログラムは、文化が先導する科学技術の発展に解決策を求め、これをグループとして具現化するために不可欠な次に掲げるタイプのリーダーを育成することを目的とする。

- (1) 社会・環境変化や技術革新に適応し文化を創生する人材
- (2) 条件不利地域の文化と社会環境における課題に適応するよう科学技術を創生する人材
- (3) 創生される多様な文化と新たな科学技術が均衡するよう社会に実装する人材

(構成)

第 3 条 たおやかプログラムは、次の表に掲げる組織の協力を得て、プログラムを構築する。

広島大学	総合科学研究科，文学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科，ナノデバイス・バイオ融合科学研究所，国際センター，教育開発国際協力研究センター及び平和科学研究センター(以下「研究科等」という。)
------	---

(学外拠点)

第 4 条 たおやかプログラムに、南アジア地域や我が国の中山間地域が直面する具体的な多文化共生課題を事例とした教育を行うため、学外拠点を置くことができる。

2 学外拠点に関し必要な事項は、別に定める。

(コース)

第 5 条 たおやかプログラムに、次の 3 コースを置く。

- (1) 文化創生コース
- (2) 技術創生コース
- (3) 社会実装コース

2 前項の各コースに、コース主任を置く。

(プログラム担当者の追加等)

第 6 条 たおやかプログラムの担当者(以下「プログラム担当者」という。)の追加及び交替等を行う場合は、第 18 条第 1 項に規定する広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議において審議を行い、規則第 12 条に規定するたおやかで平

和な共生社会創生プログラム会議(以下「プログラム会議」という。)の承認を得るものとする。

2 プログラム担当者の追加及び交替等に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第7条 たおやかプログラムを構成する研究科等に、特任教員を置くことができる。

第8条 特任教員の選考は、第18条第1項に規定する広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議において候補者の選考を行い、プログラム会議の承認を得るものとする。

2 特任教員の選考は、プログラム会議の審議を経て、最も専攻分野の近い研究科教授会の承認を得るものとする。

第9条 前2条に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(非常勤講師)

第10条 たおやかプログラムを構成する研究科に、非常勤講師を置くことができる。

第11条 非常勤講師の選考は、第21条第1項第3号に規定する教務委員会において候補者の選考を行い、プログラム会議の審議を経て、最も専攻分野の近い研究科教授会の承認を得るものとする。

第12条 前2条に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第13条 たおやかプログラムで客員教授等の称号を授与するときは、第18条第1項に規定する広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議において候補者の選考を行い、プログラム会議の審議を経て、最も専攻分野の近い研究科教授会の承認を得るものとする。

2 客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

(招へい教授等)

第14条 たおやかプログラムで招へい教授及び招へい准教授の称号を授与するときは、原則として第18条第1項に規定する広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議において候補者の選考を行い、プログラム会議の審議を経て行うものとする。

2 招へい教授及び招へい准教授に関し必要な事項は、別に定める。

(ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント)

第15条 たおやかプログラムを構成する研究科に、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント(以下「TA及びRA」という。)を置くことができる。

第16条 TA及びRAの選考は、第21条第1項第3号に規定する教務委員会において候補者の選考を行い、プログラム会議の審議を経て、最も専攻分野の近い研究科に発令依頼を行うものとする。

第17条 前2条に定めるもののほか、TA及びRAに関し必要な事項は、別に定める。

(企画会議)

第18条 たおやかプログラムに、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議(以下「企画会議」という。)を置く。

2 企画会議に関し必要な事項は、別に定める。

(コース会議)

第19条 第5条第1項の各コースに、コース会議を置く。

2 コース会議に関し必要な事項は、別に定める。

(その他会議)

第20条 前2条に規定する会議のほか、たおやかプログラムに、次に掲げる会議を置く。

(1) コラボレーション会議

(2) プログラム連携会議

2 前項の会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第21条 たおやかプログラムに、次に掲げる委員会を置く。

(1) 評価委員会

(2) 入試委員会

(3) 教務委員会

(4) 学位審査委員会

(5) 学生生活委員会

(6) オンサイト教育実施委員会

(7) 広報情報推進委員会

(8) 学生キャリア支援委員会

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第22条 この内規に定めるもののほか、たおやかプログラムの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年3月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムの運営等に関し必要な事項を定めることとするため。